

令和3年度岡山県地方独立行政法人評価委員会(第4回)の議事録

- 1 日 時 令和3年10月4日(月)13:00～14:40
 2 場 所 ピュアリティまきび 3階 飛翔
 3 出席委員 萩原委員長、小田委員、清水委員、石橋委員、江原委員
 4 議 事

- (1)第4期中期目標(案)について
 (2)役員報酬等の支給の基準の変更について

【要 旨】

- (1)第4期中期目標(案)について(資料1)
 ・岡山県より説明

委員発言要旨	病院・事務局発言要旨
<p>「個人情報の保護に配慮しながら」の文言は入れたままでよいのではないかと。医療が優先され個人情報が後回しにされがちなので、敢えて文言を残した方がよいと思う。</p>	<p>個人情報の保護は実務上大変問題になっている。保護することは当然のことだが、徹底的にやると齟齬が生じて、物事が進まない事態になりかねない。</p>
	<p>治療する上で、本人・家族に、本人の状況を伝えるということは、患者の尊厳のためにとても大切である。本人等へのインフォームドコンセントの意味合いで書いている項目であり、別の人へ伝えるということではない。 個人情報の保護については、きちんとしていく。積極的に本人に伝えて、本人の希望を聞きながら治療を進めていくという意味合いで書いている。</p>
<p>開示基準を設けた方が簡単に処理できる。ガイドラインが欲しいという気がした。その都度対応するのではなく、基準を設けるのがよいのではないかと。</p>	<p>県の情報公開条例に基づいて、開示基準を定めている。</p>
<p>「患者や家族への情報開示」では、何に対する情報開示なのかかわりにくいので、「医療に必要な情報開示」と明記した方がよいのではないかと。</p>	<p>情報公開条例上、精神科医療センターの文書はすべて情報開示の対象ということになり、これが大原則である。すべて対象というのが前提にあるので、敢えて記載していないところである。</p>
	<p>当項目は、患者自身のことはきちんとお知らせした上で医療を行うということが、患者の権利や尊厳を尊重することにつながる。説明を受けた上で一緒に治療をしていくという治療関係上の意味合いで記載している。 治療を受ける側と治療をする側が同じ土俵に立ち、医療上の必要な情報は本人に説明するというのは、精神科医療センターが掲げている理念でもある。 パブリックコメントで意見を寄せられた方は、広い意味での本人以外の第三者への開示と受け取られ、慎重に行うべきと言われたのだと思う。そのあたりのニュアンスがうまく伝わっていないところもある。</p>
<p>「医療情報」と「医療に関する情報」では、ニュアンスが違う気がする。 病院の情報はすべて医療に関わることである。開示の対象は基本的にすべてであるにも関わらず、「医療に関する情報」と表記すると、病院は出さない情報があると思われぬか。関する、と書いてしまうと、他にあるのではないかと勘ぐられてしまうのではないかと。【意見】</p>	

委員発言要旨	病院・事務局発言要旨
「医療情報」と書いてはどうか。	問題ない。
「個人情報の保護に配慮し」の文言を残し、「医療情報」の文言を追記するというのでよいか。 →各委員 了解	

(2) 役員報酬等の支給の基準の変更について(資料2～4)

・岡山県及び岡山県精神科医療センターから説明

委員発言要旨	病院・事務局発言要旨
精神科で黒字の公立病院は、全国でも山梨と岡山しかないと聞いている。その辺りも考慮すると、退職金の支給基準は、県と同じレベルにはしておくべきである。【意見】 かつては公立病院なら赤字でもいいという考えがあったが、今は時代が変わり、赤字でもいいというわけにはいかない。今の経営状況が維持されているのであれば、「県並みに」というのはその通りだと思った。【意見】	
貴院における損益の意識はいかがか。	普通に運営すれば黒字になる。県立である以上、県民の命を守るのは当然の責務であり、一番に責任を負わなければならない。それをやりながら、赤字が出るようであれば、きちんと説明できないといけない。 今回の支給基準の変更の理由のひとつは、後任の理事長のことを考えているからだ。
県の基準に揃えるということだが、県の基準では貢献度が加味されない。優秀な人材を呼ぶ何らかのインセンティブが欲しい。県の基準の方が今よりはいいだろうが、貢献度が入っていないので、変えてもつまらない気がする。県から補助金等を得ているから強気に出られないというところがある。【意見】	
「県からの運営費負担金があつての黒字だろ」という見方もある。 退職金の算定式中、在職期間を「年数」から「月数」に改めると、企業の場合、過去に遡り退職給付引当金の累積債務が発生するが、それについてはどうか。	退職金の支給基準が改定されたら引き当てることになる。現時点で300人分の退職金を積み立ててきているので、基準を変更したとしても増額は微々たるものである。
貢献度を勘案すると、県の基準に合わせるのは当然のことだ。貢献の度合いはどう見るのか難しいが、そこも加味されてしかるべきと思う。【意見】	

委員発言要旨	病院・事務局発言要旨
本件に関する事務局の見解はいかがか。	本件は、「届出」であり、理事会で正当な手続の下、議決されたものなので、県としては受理し知事に報告することになる。法律上、貢献度については、「その役員の業績が考慮されるものでなければならない」と定められており、そこも検討された上での届出だと考えている。後は評価委員会としてのご意見をいただきたい。
企業の場合、ルールを変える時には正当な基準を持ってきて取締役会に諮る。今回は県の基準をもってきており、正当な基準と言える。理事長を15年務めて、退職金が1,500万円では少ないと思う。【意見】	
1,500万円では少なすぎる。1億でもおかしくない。【意見】	
事務局の見解はいかがか。	届け出なので、それでいくということであれば、それはそれで意見はない。 逆にこちらから意見を伺いたい点がある。委員の発言の中で、「今の業績なら」という話があったが、経営状況が悪くなった場合はどうするのか。
	法人の理事会を経て、当然のことながら退職金や年俸のカットを行うことになる。
業績が悪くなったら下げるとするのはボーナスなら分かるが、退職金は将来に備えるものなので、短期的に業績が悪くなったからといって、減額すべきものではない。	
退職金は、「労働の対償」としての賃金に該当し、退職金請求権は法的な保護を受ける。退職金は賃金後払的性格と生活保障的性格を併せ持つものである。	
	給与月額も下げることができないのか。
役員報酬は、従前は利益処分案に係る承認決議によって支給され、当期純利益から支払っていたが、現在では渡し切り給与として、販管費で処理される。	
業績が悪化すれば、翌期の渡し切り給与が減額されることになる。	役員報酬規程中の月例年俸等の額については上限を定めているだけであり、実際には2割カットして支給している。そのあたりは、理事会で決めて運用していけばよいと考えている。
経営状況が悪くなったら下げるとのことだが、今の報酬で下げていたら、人が来ない。 先端的なことをやっているところで、これ以上にはならないということになると厳しいのではないか。	非公務員型の地方独立行政法人(病院)のうち、関東の一部、東北、静岡、大阪は退職金を支給しておらず、支給するところも今までの精神科医療センターと大体同じような基準である。地方独立行政法人の財政状況は様々で、精神科単科・精神一般混在等の形態の違いや病院ごとの経緯もあり、基準や標準的なやり方はない。 給料に関しては、精神科医療センターの方が高いくらいで、決して悪いというわけではない。
理事会で決めるわけなので、上限としてはこれでいいのではないか。	人件費に手をつける前に、様々な業務改善により支出を抑えることとなる。

委員発言要旨	病院・事務局発言要旨
<p>継続のためにも、よりやりがいを見いだすためにも、県の規程を準用して、まずは改定すべきと考える。 議題2の評価委員会としての意見書については、私がまとめて、それをもって委員の皆様にお諮りすることとしたい。</p> <p>→各委員 異議なし</p>	